

(この資料は全部お読みいただいて120秒です)

## 電子取引データの保存制度の見直し

令和5年度税制改正により、電子帳簿保存法のうち全ての事業者にとって対応が必要な「電子取引データの保存」について見直しが行われました。

### 保存要件の緩和

税務調査等の際に、電子取引データの「ダウンロードの求め」に応じることができるようにしている場合に**検索機能の全てを不要**とする措置について、下表①又は②の保存義務者が対象とされました。

現行(令和5年12月31日まで)	改正後(令和6年1月1日以降)
基準期間(2課税年度前)の売上高が 1,000万円以下	① 基準期間(2課税年度前)の売上高が5,000万円以下(拡大) ② 電子取引データをプリントアウトした書面を、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理された状態で提示・提出することができるようにしている場合(追加)

### 新たな猶予措置の整備

令和6年1月1日以降は新たな猶予措置が整備され、以下の①㊦㊧の要件を満たす場合には、改ざん防止や検索機能等の**保存要件は不要**となります。(電子取引データの保存は必要)

宥恕措置(令和5年12月31日まで)	猶予措置(令和6年1月1日以降)
電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求めに応じることができる場合、電子データ保存は不要	① 満たすべき要件に従って電子取引データを保存することができなかったことについて、所轄税務署長が「相当の理由」(注)があると認める場合
	㊦ 税務調査等の際に、電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求めに応じることができる場合
	㊧ 税務調査等の際に、電子取引データの「ダウンロードの求め」に応じることができる場合

(注)「相当の理由」…システム等や社内でのワークフローの整備が間に合わない場合(具体的には、資金繰りや人手不足等も含まれます。)